



保育所(園)一覧

問 子育て支援課 子育て支援係

●公立保育所

保育所名	住所	電話番号	開所時間
三国保育所	三沢4130番地1	75-5031	7:00~19:00
御原保育所	ニタ1513番地	72-5100	7:30~18:30
大崎保育所	大崎828番地1	72-8337	7:20~19:00

●私立保育園

保育所名	住所	電話番号	開所時間
小郡保育園	寺福童957番地1	72-3474	7:00~18:30
味坂保育園	八坂201番地	72-1101	7:00~18:30
松崎保育園	松崎677番地1	72-6537	7:30~19:00
城山保育園	干潟1135番地1	72-5306	7:30~19:00
小郡中央保育園	小郡76番地	72-3883	7:30~19:00
大原保育園	大板井620番地2	72-8388	7:30~19:00
三国が丘保育園	三国が丘4丁目124番地2	75-8460	7:00~19:00
みすず保育園	津古1003番地	23-0876	7:00~19:00
すばる保育園	稲吉1355番地1	72-0662	7:30~19:00
さくら乳児保育園	美鈴が丘5丁目25番地11	75-2023	7:00~18:30
のびっこ園	小郡753番地11	73-3035	7:30~18:30

※平成30年3月に、小規模保育園あすみ(あすみ1丁目40番地)が開所予定です。

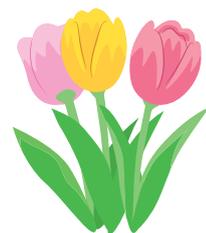
※さくら乳児保育園、のびっこ園、小規模保育園あすみは、3歳未満児までの乳幼児が対象です。

※土曜日の開所時間については、各園にお尋ねください。

●入所の基準

児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該乳幼児を保育することができないと認められる場合です。

- ①昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
(1日4時間以上および月15日以上かつ64時間以上)
- ②昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
(1日4時間以上および月15日以上かつ64時間以上)
- ③妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。
(出産予定日または出産日の前後合わせて6か月間のうち必要な期間)
※ただし、入所希望日は出産予定日の2か月前の1日からになります
- ④疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がいをもっていること。
- ⑤同居または長期入院している親族の介護・看護。
- ⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑦求職活動中であること、就学中であること。
- ⑧虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合。



小郡市ファミリー・サポート・センター事業

問 ファミリー・サポート・センターおごおり ☎27-5411

ファミリー・サポート・センターとは、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(協力会員)が会員となり、地域で育児を助け合う会員組織です。

●具体的な援助活動

- ・仕事や買物などで外出する際の子どもの預かり
- ・保育所、幼稚園などへの送迎、帰宅後の預かり
- ・冠婚葬祭や学校行事の際の子どもの預かり

※利用するには、会員登録が必要です。お問い合わせください。

一時預かり

問 味坂保育園 ☎72-1101
城山保育園 ☎72-5306
小郡市子育て支援センター ☎73-5041

一時預かりとは、保護者の疾病・看護・介護・災害・事故・冠婚葬祭などやむを得ない理由により、一時的に保育が必要な時に保育所で子どもを保育するサービスです。

利用するには、事前登録や予約が必要になります。

詳しくは、上記施設にお問い合わせください。受け入れ定員を超えるなど、お預かりできない場合があります。

病児・病後児保育事業

問 子育て支援課 子育て支援係

この事業は、小学生までの子どもが病気または病気の回復期などで、集団生活が困難であり、かつ、昼間家庭で育児できない場合に「一時預かり」を行うものです。保護者の「子育てと就労の両立」を支援し、児童の健全育成を目的としています。

利用するには、事前登録や予約が必要になります。詳しくは、下記施設にお問い合わせください。

●場所

こぐま子どもの家(社会福祉法人 こぐま福祉会)
小郡市大板井1143番地1 ☎72-7221
まどかチャイルドケアセンター(医療法人社団 豊泉会)
小郡市あすみ1丁目40番地 ☎65-9096



幼稚園一覧

問 教務課 教務係

小郡市内には、2か所の市立と、3か所の私立幼稚園があります。詳しい内容は、各幼稚園にお問い合わせください。

●公立

小郡幼稚園 ☎72-5501 小郡市小郡1600番地2
三国幼稚園 ☎75-1108 小郡市三国が丘6丁目72番地

●私立

小郡カトリック幼稚園 ☎72-8441 小郡市小郡636番地1
三井幼稚園 ☎72-6984 小郡市吹上1060番地
麻生学園アスター幼稚園 ☎75-1018 小郡市希みが丘5丁目6番地11

幼稚園就園奨励費

問 教務課 教務係

私立幼稚園に通っている子どもがいる家庭に対し、世帯の所得および子どもの人数に応じて補助金を支給しています。

公立幼稚園については、授業料の減免により、保護者の経済的負担の軽減を図っています。

●手続 毎年6月ごろに各幼稚園を通して行います。

子育て短期入所生活支援事業(ショートステイ)

問 子育て支援課 児童家庭係

子育て短期入所生活支援事業は、一時的に家庭における養育が難しくなった児童を児童福祉施設において一定期間宿泊し、養育・保護する事業です。

①対象事由 保護者の疾病・出産・冠婚葬祭・事故・失踪・出張転勤・看護・災害復旧・学校等の公的行事への参加等の場合

②期 間 原則 7日間まで

③対象年齢 0歳から18歳未満の児童

④利 用 料 2歳未満 5,350円×日数×人数
2歳以上 3,500円×日数×人数

(非課税世帯やひとり親世帯等は減免があります)

⑤実施施設 洗心寮(基山町宮浦823-2番地)1歳以上児
清心慈愛園(三井郡大刀洗町大字山隈377)2歳以上児
清心乳児園(三井郡大刀洗町大字山隈377)2歳未満児



子育て



学童保育所一覧

問 子育て支援課 子育て支援係

保護者が日中就労などのために家庭にいない小学生を、放課後などに預かり、適切な遊びと生活の場を提供します。入所など、詳しくは各学童保育所にお問い合わせください。

学童保育所名	所在地	電話番号
三国校区第1学童保育所	小郡市力武1012番地	75-3620
三国校区第2学童保育所	小郡市力武1012番地	75-3605
大原校区学童保育所	小郡市大保1394番地	73-4040
小郡校区第1学童保育所	小郡市小坂井288番地	73-4370
小郡校区第2学童保育所	小郡市小坂井288番地	73-4318
東野校区学童保育所	小郡市小郡2409番地12	72-6843
味坂校区学童保育所	小郡市八坂466番地	73-4298
のぞみが丘校区第1学童保育所	小郡市希みが丘5丁目2番地17	75-1835
のぞみが丘校区第2学童保育所	小郡市希みが丘5丁目2番地17	75-2032
のぞみが丘校区第3学童保育所	小郡市希みが丘5丁目2番地17	75-2036
立石校区学童保育所	小郡市吹上968番地2	73-0122
御原校区学童保育所	小郡市二タ308番地1	72-0117

(平成29年7月1日現在)

児童手当・特例給付

問 子育て支援課 児童家庭係

児童手当とは

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給される手当で、中学校修了前まで(15歳到達後最初の3月31日まで)の子どもを養育している人(複数いる場合は、家計の主宰者)が受給者となります。

なお、所得制限をこえる場合は、特例給付が支給されます。

手当月額	0～3歳未満(3歳誕生月まで)	1万5,000円
	3歳～小学校修了前 第1子・第2子	1万円
	〃 第3子以降	1万5,000円
	小学校修了後～中学校修了前	1万円
	特例給付	5,000円
	※養育する18歳到達後最初の3月31日までの間にある子どものうち、年長者から第1子、第2子と数えます。	

支給要件

- ◆子どもが国内に住んでいること。(留学中の場合を除く)
- ◆未成年後見人や父母指定者(父母などが国外にいる場合)にも支給されます。
- ◆児童養護施設などに入所している子どもは、施設の設置者などに支給されます。
- ◆両親が離婚協議中などで別居している場合、子どもと同居している人に支給されます。

子育て

小郡市子育て支援拠点事業

問 子育て支援課 子育て支援係

子育て中の親子の交流などを促進し、子育て中の親の孤独感や不安解消を図ります。支援センターやつどいの広場の実施、子育て相談、育児や子育てに関する情報提供を行っています。

詳しくは、下記支援センターおよびつどいの広場にお問い合わせください。

小郡市子育て支援センター ☎73-5041
 味坂保育園子育て支援センター ☎080-3183-4958
 三国が丘保育園子育て支援センター ☎090-5288-1254
 または75-8460
 つどいの広場ぽかぽか ☎75-7077



児童扶養手当

問 子育て支援課 児童家庭係

■対象者

次のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(中程度以上の障がいがある場合は20歳未満)子どもを養育している母、父、または養育者に支払われます。**ただし、申請者本人や同居の扶養義務者(申請者の父母、祖父母、子、兄弟姉妹など)の所得によって審査されます。**

なお、国内に住所がないときは対象になりません。

1	父母が離婚した
2	父または母が死亡した
3	父または母が障がいを持っている(年金の障害等級1級程度)
4	父または母の生死が不明
5	父または母から1年以上育児放棄されている
6	父または母が引き続き1年以上拘禁されている
7	未婚で出産した

■手当額

全部支給と一部支給があり、申請者の所得額に応じて手当額が決まります。

全部支給	4万2,290円	(平成29年4月改正)
一部支給	9,980円~4万2,280円	

第2子は5,000~9,990円、第3子以降はそれぞれ3,000~5,990円が加算されます。

特別児童扶養手当

問 福祉課 障がい者福祉係

■特別児童扶養手当とは

精神または身体が障がいの状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童を対象に、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

■対象者

日本国内に住所があり、手当の支給対象となる児童を監護している父か母、または、父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。



子育て

